

用語の意義及び取扱いについては、次による。

- (1) 同項第 1 号の「非原産国を経由しないで本邦へ向けて直接に運送される物品」には、当該物品を運送する船舶、航空機又は車両が非原産国を通過する場合であつて、当該非原産国において当該物品が積替え又は一時蔵置のいずれもがされない場合を含む。
- (2) 同項第 2 号の「非原産国を経由して本邦へ向けて運送される物品」とは、特惠受益国から輸出される際に、明らかに本邦へ運送する意志をもつて積み出された物品であつて、非原産国を経由して本邦へ向けて運送されるものをいう。
- (3) 同項第 3 号の「博覧会、展示会その他これに類するもの」とは、博覧会若しくは商業、工業、農業若しくは工芸に関する展示会、共進会、品評会、見本市又はこれらに類する催しで、当該物品が当該催しの会期中、当該非原産国の税関の監督下にあるものをいい、店舗又は事業所構内等において外国品の販売を行うために開催される私的な催しは含まない。
- (4) 非原産国における博覧会等に出品するため特惠受益国から輸出され、展示後本邦に輸入される物品について同項第 3 号を適用することができる場合は、次のすべての要件を満たす場合に限るものとする。
  - イ 特惠受益国の輸出者が博覧会等を行う非原産国に物品を発送し、かつ、当該非生産国において展示したこと。
  - ロ 当該輸出者が本邦の荷受人に対し、当該物品を販売し、又は譲渡したこと。
  - ハ 当該物品が、展示のために特惠受益国から積み出されたときと同一の状態で当該非原産国から本邦に発送されること。
  - ニ 当該物品が、特惠受益国から積み出されたとき以降、当該博覧会等の展示以外の用途に使用されていないこと。

(輸入申告等がされない輸入物品等に対する特惠関税等の適用)

8の2—16 関税法その他関税に関する法律の規定に基づき一定の事実の発生により、直ちに関税の徴収が行われるものとされている貨物（例えば、保税蔵置場における亡失貨物等）のうち犯則貨物以外の貨物については、関税の賦課の際に特惠関税等適用のための原産地証明書が提出されたときは、当該物品の課税原因発生の日当該物品について特惠関税等の適用が停止されていない限り、特惠関税等を適用して差し支えない。

(携帯品等における少額貨物についての原産地の決定)

8の2—17 本邦に入国する者がその入国の際に携帯し又は別送して輸入する物品（以下この項において「携帯品等」という。）における令第 27 条第 1 項第 2 号《少額貨物についての原産地の認定》に規定する「課税価格の総額」及び同条第 2 項《税関長による原産地の認定》に関する取扱いについては、次による。

- (1) 「課税価格の総額」は、前記 8 の 2—4 の 2 の規定にかかわらず、次の区分によるそれぞれの物品（定率法第 14 条第 7 号《携帯品免税》の規定により関税が免税されるものを除く。）の課税価格の総額とする。なお、輸入の時期を異にする別送品については、それぞれの時期の別送品毎に「課税価格の総額」を計算する。
- イ 入国者から定率法第 3 条の 2 第 1 項ただし書《入国者の輸入貨物に対する簡易税率によることを希望しない旨の申し出》に規定する入国者の輸入貨物に対する簡易税率によることを希望しない旨の申し出（以下この項において「簡易税率不適用の申し出」という。）があつたときは、特惠対象物品（特惠関税等の適用が停止されているものを除く。）に該当するすべての物品
  - ロ 入国者から簡易税率不適用の申し出がなかつたときは、特惠対象物品のうち特惠税率が無税のものに該当するすべての物品
- (2) 携帯品等について、税関長が原産地の認定を行う場合において、物品の商標その他の当該物品が特惠受益国産品であることについての明確な資料がない場合であつても、次のいずれかにより当該物品が特惠受益国産品であることが確実と認められるときは、当該物品を特惠受益国を原産地とする物品として取り扱つて差し支えない。
- イ 入国者の所持する旅券又はこれに代わる証明書により入国者が特惠受益国を経由してきたことが明らかであること。
  - ロ 入国者の所持する物品の購入代金受領証等により入国者が特惠受益国において当該物品を購入したことがあきらかであること。

## 第12節 暫定税率の適用を受ける物品に対する関税割当制度の適用

### （関税割当制度の適用）

- 8 の 5—1 法第 8 条の 5 第 2 項《関税割当制度》の規定による関税割当制度の適用については、定率法基本通達 9 の 2—1 から 9 の 2—4 まで（関税割当制度の適用）の規定を準用する。

## 第 12 の 2 節 EPA 税率の適用を受ける物品に対する関税割当制度の適用等

### （経済連携協定に基づく関税割当制度の適用）

- 8 の 6—1 法第 8 条の 6 第 1 項から第 3 項の規定による関税割当制度の適用については、定率法基本通達 9 の 2—1 から 9 の 2—4 までの規定を準用する。この場合において、「関税割当制度に関する政令（昭和 36 年政令第 153 号。以下、この節において「割当政令」という。）第 3 条第 1 項」とあるのは「経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成 17 年政令第 35 号。以下この節及び 9—1 において「経済連携協定割当政令」という。）第 2 条第 1